

CONTENTS

I	労働時間の現状と課題	1
II	改正労働基準法による長時間労働の抑制	13
III	労働時間はこのように法定されている	16
IV	こうすればできる週40時間	27
V	特例措置事業で週44時間を実現する	41
VI	出退勤時刻を任せる—フレックスタイム制を導入する—	46
VII	法定時間外・休日労働を管理する	57
VIII	○時間働いたものとみなす—「みなし労働時間制」を採用する—	64
IX	割増賃金を計算する、支払う	90
X	年次有給休暇を管理する	108
XI	育児・介護を行う者、年少者・妊娠婦などの 労働時間には特別な制限がある	115
XII	労働時間が規制されない場合がある	124
XIII	仕事と生活を調和させる	134
	資料編	